

【Q 理事、監事、評議員の選任】

Q 理事、監事、評議員の選任にあたっての留意事項について教えてください。

A

理事、監事、評議員の選任にあたっての留意事項は、社会福祉法人審査基準第3「法人の組織運営」及び社会福祉法人定款準則、社会福祉法人審査要領により定められています。主なものについては、

1 役員（理事及び監事）

- (1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは適当でない。（社協は、役員総数の5分の1の範囲内で就任は可能である）
- (2) 理事会に一度も出席しないなど実際に法人運営に参画できない者を名目的に役員に選任することは適当でない。
- (3) 地方公共団体の長等、特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でない。

2 理事

- (1) 社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果し得る者であること。
- (2) 各理事と親族等の特殊の関係にある者（ 1 ）のみが代表権を有する理事となることは適当でない。
- (3) 理事の定数は、6人以上とすること。
- (4) 各理事と親族等の特殊の関係にある者が、下記の制限を超えて選任されてはならない。

（理事定数）	（親族等の人数）
・ 6名～9名	1名
・ 10名～12名	2名
・ 13名以上	3名

- | | |
|-----------|----|
| ・ 6名～9名 | 1名 |
| ・ 10名～12名 | 2名 |
| ・ 13名以上 | 3名 |

- (5) 当該法人に係る施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- (6) 社会福祉事業の学識経験者（ 2 ）又は地域の福祉関係者（ 3 ）を加えること。
- (7) 社会福祉施設を経営する法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設長等が理事として参加すること。

ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員

である理事が理事総数の3分の1を超えてはならない。

- (8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域との連携を十分に図っていく必要があることから、地域の社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。
- (9) 理事長又は理事に、総裁、会長という名称を与えることは差し支えない。
- (10) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

3 監事

- (1) 監事の定数は、2名以上とすること。
- (2) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼務することはできない。
- (3) 監事のうち1人は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表(事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書)等を監査し得る者であること。
- (4) 監事のうち1人は、社会福祉事業について学識経験を有する者(2)又は地域の福祉関係者(3)(ただし、自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員は該当しない)であること。
- (5) 他の役員と親族等の特殊の関係がある者(1)でないこと。
- (6) 当該社会福祉法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者でないこと。

4 評議員

- (1) 評議員会を設置した場合には、原則としてこれを諮問機関とし、法人の業務の決定についてあらかじめ意見を聴くこと。
- (2) 社会福祉事業に関心を持ち又は学識経験のある者で、社会福祉法人の趣旨に賛成して協力する者であること。
- (3) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が、評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (4) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。
また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。
- (5) 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。
- (6) 各評議員について、親族等の特殊の関係がある者(1)が一定の人員を超えて含まれてはならないこと。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域との連携を十分に図っ

ていく必要があることから、地域の社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

5 その他

理事及び監事については、法律上はその定数の3分の1までは欠員が認められているが、法人の運営上からは、1名でも欠員が出た場合には、できる限り速やかに補充を行うことが望ましい。(社会福祉法人審査基準第3 6 (2))

- (1) 親族等の特殊の関係がある者
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第3項第1号に規定する親族等
- (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者
 - ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等専門知識を有する者
- (3) 地域の福祉関係者
 - ア 社会福祉協議会等、社会福祉事業を行う団体の役員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員